



平成 22 年 10 月 28 日

各 位

会 社 名 東 海 運 株 式 会 社
 代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 弘 津 裕
 (コード番号：9380 東証第一部)
 問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 企 画 部 長 山 崎 隆 平
 (TEL. 03-5847-5724)

内部統制システムの整備に関する基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」に関し、下記のとおり一部改定を決議しましたのでお知らせいたします。

なお、本改定は、本年 9 月 22 日に太平洋セメント株式会社が当社株式を一部売却し、同社が親会社に該当しなくなったことによるものであり、変更箇所は以下の対比表にて表示しております。

改定後の全文につきましては、添付資料をご参照下さい。

記

(変更箇所は下線で示しております)

変更前	変更後
<p>2. 個別の体制についての方針 (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、業務を適正に行うための体制を整備するものとする。</p> <p>具体的には、当社グループでは、関係会社管理規程により、報告・協議のルールを定め、所管部を通してグループ各社がその規模・業態に応じた内部統制体制を整備するよう指導するものとする。</p> <p>また、関係会社社長会などを利用し、情報交換を行うなかでグループ経営を推進するものとする。</p> <p>一方、<u>当社は、親会社である太平洋セメント株式会社及びその関係会社と適正な取引関係を維持するものとする。</u></p>	<p>2. 個別の体制についての方針 (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制</p> <p>当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるよう、業務を適正に行うための体制を整備するものとする。</p> <p>具体的には、当社グループでは、関係会社管理規程により、報告・協議のルールを定め、所管部を通してグループ各社がその規模・業態に応じた内部統制体制を整備するよう指導するものとする。</p> <p>また、関係会社社長会などを利用し、情報交換を行うなかでグループ経営を推進するものとする。</p> <p>(左記下線部については削除)</p>

(添付資料：改定後全文)

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 基本的な考え方

当社は、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性、法令遵守を確保するため、コーポレートガバナンスと有機的に一体となった内部統制システムを以下の方針に基づき整備するものとし、既存の規程、組織及び運用方法を継続的に改善するものとする。

2. 個別の体制についての方針

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令、定款はもちろんのこと、経営理念、行動指針、社内規程をはじめ企業倫理を遵守し、自律的に管理できる企業風土を醸成するための体制を整備するものとする。

具体的には、コンプライアンス規程、社内通報規程、コンプライアンスマニュアルに基づき、コンプライアンス委員会を中心に、計画の策定、その実施・確認、社内通報への対応、法令違反事件についての調査・是正措置及び再発防止策の実施並びにそのフォローアップ、社内教育などを行う。

また、当社は、反社会的勢力に対し、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するとともに、警察や社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会などと連携し、反社会的勢力の排除に協力する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、透明で公正な事業活動を行うため、法令、定款、証券取引所規則及び社内規程に基づき情報を適切に管理できる体制を整備するものとする。

具体的には、取締役会規程、常務会規程、文書管理規程、情報セキュリティ基本規程、個人情報保護規程などに基づき、文書をはじめ種々の情報を適切に取得、作成、処理、保管・保存及び廃棄する。

また、円滑な情報伝達のため、コンピュータシステム及びネットワークを整備・活用し、電子文書管理システムを導入するなど、情報が迅速且つ効率的に共有できる仕組みを整備して行くものとする。

さらに、当社は上場企業として、市場から信頼を得るため、東京証券取引所が定める適時開示規則及び社内ですでに定める情報開示基本方針に基づき、会社情報の適時・適切な開示を行うとともに、インサイダー情報についても、インサイダー情報管理規程に基づき適切に管理するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社の企業価値の最大化と継続的発展を阻害するリスクを適切にコントロールするとともに、リスクが顕在化した場合において、適切な活動をもって対応することにより、当社の被害を最小限とするため、リスク管理体制を整備するものとする。

具体的には、リスク管理基本方針、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会を推進組織として、その適切な運用を図るものとする。

また、契約の締結にあたっては、社内には設置した法務委員会が内容の審査を行うものとする。

さらに、経理規程、防災規程、与信管理規程、情報セキュリティ基本規程、労働安全衛生規程などにより、個別の重大なリスクに対応するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役による取締役会での意思決定、それに基づく業務執行及びその職務執行の監督が効率的に行われるよう、コーポレートガバナンスを適切に構築するとともに、業務執行に係る組織及び戦略に関する体制を整備するものとする。

具体的には、意思決定については、取締役会規程及び常務会規程に基づき、適正な手続きにより行うものとする。また、取締役会の事前検討機関として常務会を設置することなどで、意思決定が効率的に行われる仕組みとする。

業務執行については、業務規程、職務権限・責任規程に基づき、部・室・事業部などの組織を整備

するとともに、代表取締役から各ライン、末端までの業務の委任関係について責任と権限を明確にし、業務執行が効率的に実施できる体制とする。また、当社は、経営戦略を具体化するために、中期経営計画を策定し、それを事業年度ごとの年度計画に落とし込み、予算制度や人事制度とリンクした形で各部門以下に下方展開するものとする。

職務執行の監督については、内部監査規程に基づき、監査室が、内部監査組織として監査を行うことなどにより、その効率性を確保するものとする。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループ各社の自立性を尊重する中で、経営戦略を共有化し、グループの企業価値を持続的に向上できるように、業務を適正に行うための体制を整備するものとする。

具体的には、当社グループでは、関係会社管理規程により、報告・協議のルールを定め、所管部を通してグループ各社がその規模・業態に応じた内部統制体制を整備するよう指導するものとする。

また、関係会社社長会などを利用し、情報交換を行うなかでグループ経営を推進するものとする。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からその職務を補助するための使用人を置くことを求められた場合、その請求の趣旨を尊重し、適切に対応するものとする。

(7) 監査役を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、監査役を補助する使用人を置くものとした場合、監査役監査が適正に行われるよう、取締役からの独立性を確保するものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、監査役監査が適時・適切な情報に基づき行われることを担保するため、必要な情報をタイムリーに監査役に対し報告できる体制を整備するものとする。

具体的には、監査役が常務会などの重要な会議に出席できる体制とするものとする。

また、決裁書、重要な報告書・議事録などを監査役が回覧・閲覧する仕組みとするものとする。

さらに、監査役が、CSR 統括委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会、危機対策本部などにオブザーバーとして出席できるものとし、会社に生じた重要な事実についても、監査役に対して迅速に報告できる体制とするものとする。

(9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役との情報交換を適宜行い、監査役が監査を行う上で必要な意見、要望、提案などを提出できる体制を整備するものとする。

具体的には、取締役会、常務会の席上はもちろん、日常において、監査役と取締役とが適宜情報交換できる環境を整備するものとする。

以 上